

仕 様 書

1 業務名

埋蔵文化財試掘調査に伴う掘削等業務

2 業務場所

指示書により指示する地区（20か所程度を予定）

3 業務期間

自：令和8年(2026年) 4月21日

至：令和8年(2026年) 11月27日

4 業務量

指示書により指示する業務量（別紙「札幌市埋蔵文化財掘削等業務係数表」における標準的な工種（機械掘削工A）換算で、総計90時間を予定）

5 本市係員

- (1) 本業務実施場所における埋蔵文化財作業を担当する文化財調査員を本市係員とする。
- (2) 本市係員は、本業務の履行について確認を行い、作業の進行との調整を図り、本業務に対して適切な指示を行うものとする。

6 現場代理人

- (1) 現場代理人は、土木施工管理技士1級又は2級を有するものとする。
- (2) 現場代理人は、本市係員が計画する発掘調査が円滑に進行するよう取り計らうものとする。

7 業務体制

- (1) 受託者は、以下の体制により、適切な人材を確保し、書面にて届け出るとともに、現場代理人を業務場所に配置すること。
本市係員 － 現場代理人
- (2) やむを得ぬ理由で現場代理人を変更する場合には、書面にて届け出を行い、承認を得なければならないものとする。

8 提出書類

受託者は、契約締結後、速やかに業務実施に必要な下記の書類を提出しなければならない。

なお、(3)には現場代理人と受託者の直接的な雇用関係を証明する書類及び資格証明書の写しを添付すること。また、提出書類の内容に変更が生じた場合は、その都度変更書類を提出し、承認を得ることとする。

- (1) 着手届
- (2) 現場代理人指定通知書
- (3) 現場代理人経歴書

9 作業日

業務期間内で指示書により指示する日

10 作業時間

9時00分～17時00分

11 業務内容

- (1) 事前の協議により決定した箇所に1m×3m、深さ1.5mを標準とする試掘坑を土層の変化を確認しながら掘削し、調査終了後に埋戻しを行う。
- (2) 現場の状況に応じて水替え工を実施する。
- (3) 必要に応じて簡易水洗トイレの仮設工を実施する。

12 使用機材等

- (1) 掘削等に使用する機材は、国土交通省が指定する低騒音型・低振動型及び排出ガス対策型建設機械とすること。
- (2) 機械掘削は、バックホウを使用する。機種については指示書により指示する。
- (3) 重機の搬送については、バックホウのホイール式は、走行距離・走行時間にかかわらず、1現場につき2時間を稼働時間に加算する。同クローラ式は、1現場1往復分(片道20km迄)の運搬費を計上する。
- (4) バックホウの運転については、埋蔵文化財発掘業務に精通したオペレーター、または熟練度の高いオペレーターを配置すること。

13 業務方法

- (1) 掘削は、一度に深く掘削することなく、土層の変化を確認しながら一層ずつ掘削し、土器・石器等が出土した場合は細心の注意を払うこと。
- (2) 一般的な土木工事のように平坦面を作出するものではないので、土層の面を地形なりに掘削すること。
- (3) 掘削した試掘坑は、当日中に埋め戻すこと。

1 4 業務日誌及び業務報告

- (1) 現場代理人は、当該日の業務が終了した後に業務日誌を作成し、翌開庁日に本市係員の確認を受けること。
- (2) 業務日誌には、業務内容、作業従事者の数、使用機材の数、その他必要と認められる事項を記載し、施工状況写真を添付すること。
- (3) 月ごとに、当該月分の業務日誌及び当該月分の業務実績を指示書ごとに記載した業務実績内訳を添付した終了届を提出すること。

1 5 安全対策等

業務の履行に際しては、「労働安全衛生規則」等の関係諸法令を遵守し、作業従事者、本市係員、第三者及びその財産の安全確保に努め、あらゆる事故を未然に防止するよう万全の措置を講ずること。

1 6 その他

- (1) 業務の指示は、業務場所、業務日、業務内容を示した指示書により行う。
- (2) 本市係員と連絡打ち合わせを密にし、業務を実施すること。

札幌市埋蔵文化財掘削等業務共通仕様書

札幌市市民文化局文化部文化財課埋蔵文化財係（埋蔵文化財センター）が実施する埋蔵文化財掘削等業務に関しては、本仕様書によるものとする。ただし、特記仕様書および契約書に定められた事項は、本仕様書に優先するものとする。本仕様書のほか、札幌市財政局管財部工事管理室「札幌市土木工事共通仕様書」を参考とし、工程管理を行うものとする。

なお、本業務は、埋蔵文化財の調査であり、文化財保護法の趣旨を理解し、慎重に進めなければならない。

用語の意味

掘削等：バックホウによる掘削をはじめブルドーザによる押土・盛土、ダンプトラック等による運搬、捨土、人手掘削までのすべてを総称する。

係員：現場に常駐する調査業務を担当する文化財調査員をいう。

従事者：受託者により配置された現場代理人及び掘削作業員等をいう。

指示・承諾：指示とは係員が受託者にたいして掘削調査区・掘削方法・期間等を示し業務を実施させることをいい、承諾とは受託者が係員に報告し、係員が事前に了解することをいう。重要な事項は文書によるが、軽微な事項は口頭による。

発掘調査等：重機・人手による埋蔵文化財の考古学的調査で、本発掘調査、確認調査並びに試掘調査等をいう。

遺構・遺物：遺構とは、過去の人々の住居跡・墓跡・焚き火跡等の生活の痕跡をいい、遺物とは、過去の人々の使用した土器・石器・骨角器・木製品・鉄製品や動植物の骨・種子等をいう。

遺物包含層：土器・石器等が発見される層をいう。

調査区：掘削等を行う地区全体を指す場合と10×10m等に分割した区画をいう場合とがある。

表土等：アスファルト・コンクリート舗装、碎石、盛土、攪乱層および遺構・遺物を含まない二次堆積層などを総称していう。

攪乱：近代・現代の人々による掘削等の行為の跡で面的に広がりのある場合を攪乱層といい、掘込んで穴になっている場合を攪乱坑という。

二次堆積層：遺跡が形成された後に洪水等により堆積した層をいう。

業務仕様

1 安全管理

- (1) 掘削・埋戻等の作業中は騒音・振動・塵埃等の発生の防止に努め、第三者からの苦情がでないように注意し、苦情があった場合は誠意をもって解決しなければならない。
- (2) 重機・資材・残土・埋め戻し土の搬入出等の車両が、一般道路から出入りす

る場合には、交通安全対策・道路清掃に十分注意するとともに、交通誘導警備員を配置しなければならない。また、必要と認められる箇所には、標示板およびバリケード等の保安施設を設置し、第三者の注意を促すとともに、協力を求めなければならない。

- (3) 業務中の事故を未然に防止するように万全の措置を講じ、万一業務の実施に影響を及ぼす事故、あるいは人命に損傷を生じたとき、または第三者に損害を与えた事故が発生した場合には、応急の処置等所要の措置を講じるとともに、遅滞なくその状況を係員に報告し、一切の損害を賠償しなければならない。

2 掘削業務

- (1) 重機のオペレーターは、埋蔵文化財の調査の経験がある者か、熟練者としなければならない。
- (2) 掘削等に使用する建設機械の選定にあたっては、自然環境への負荷や現場周辺の生活環境に配慮しなければならない。
- (3) 掘削等に使用する機種は、掘削にはバケットに平爪を装着したバックホウを使用し、重機及び人手掘削残土の集積、搬出にはブルドーザ、ダンプトラック等を使用することとし、使用機種等は、係員の承諾を得なければならない。
- (4) 表土等の掘削にあたっては、埋蔵文化財の調査であることを十分に認識し、遺構を破壊し、かつ遺物が排土とともに排出されることのないよう万全の注意を払い、常に係員に確認をとりながら実施しなければならない。
- (5) バックホウ等の重機は、在来地盤を後退しながら掘削し、一旦掘削した地区には係員の指示なく重機を進入させてはならない。
- (6) 遺物包含層までの表土等の深さが30cm以上ある場合は、通常の土木工事の仕様により掘削し、30cm未満の場合は、係員の指示のもとに慎重に掘削しなければならない。
- (7) バックホウのバケットより大きな攪乱坑は、係員と協議の上、調査深度まで除去する。その場合、攪乱坑の周囲の遺構・遺物に影響を与えないよう慎重に掘削しなければならない。
- (8) 構築物の基礎等が残存している場合には、バックホウのバケットで解体できるもので調査予定深度より浅い場合は、遺構・遺物に影響を与えないよう慎重に解体・撤去し、調査予定深度より深い場合は、係員と協議の上処置しなければならない。
- (9) 遺物が発見された場合は、発見の位置、標高の記録、出土状態の実測、写真撮影等調査手順に従って作業を進めるため、みだりに掘り出してはならない。万一、元の位置から移動した遺物が生じた場合には、係員に報告し、所定の手順により処理する。
- (10) 遺構と思われる土層の変化を認めた場合は、一カ所を深く掘り込まずに平面の広がりを確認しなければならない。
- (11) 遺物包含層・遺構の発見される層は、人手による掘削を原則とし、重機で掘

削してはならない。重機による掘削の必要が生じた場合には、係員の指示のもとに慎重に掘削し、遺構・遺物を発見した場合または土質や色調の変化が認められた場合には、直ちに掘削を中止しなければならない。

- (12) 重機掘削による残土は、場内または場外の指定の場所に集積または捨土し、飛散・流出等のないように措置しなければならない。
- (13) 場内に一時的に仮置きをした人手掘削による残土は、係員の指示により作業の支障とならないように、場内または場外の指定の場所に集積または捨土しなければならない。なお、人手掘削と平行して作業を行う場合は、安全対策を実施すること。
- (14) 埋戻しの期間は、係員と協議の上決定し、仮置き掘削残土または別に指定する土砂等を使用し埋め戻しを行う。また、埋め戻し後の土砂の流出・陥没などが生じないようにしなければならない。

3 法令の遵守

- (1) 掘削等にあたっては、「土木安全施工技術指針」を参考にし業務の安全に留意して現場管理を行い災害の防止に努めるとともに、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」を参考として業務に伴う騒音振動の発生をできるだけ防止しなければならない。
- (2) 市街地における業務にあたっては、「建設工事公衆災害防止対策要綱」に準拠し、災害の防止に努めなければならない。
- (3) 道路占有許可等業務に必要な関係官公署への諸手続は、迅速に処理しなければならない。なお、関係官公署・付近住民等に対して交渉を要するとき、または交渉を受けたときは、すみやかにその旨を係員に申し出て協議しなければならない。
- (4) 本仕様書にかかわらず、「建設業法」、「労働基準法」、「職業安定法」、「労働安全衛生法」、「建設工事公衆災害防止対策要綱」、「労働者災害補償保険法」、「公害対策基本法」、「道路交通法」等の関係諸法令を遵守し、業務の円滑な推進を図らなければならない。
- (5) 諸法令の運用は、受託者の負担と責任において行わなければならない。

4 その他

- (1) 気象状況、その他の理由で業務を中止する場合は、係員から現場代理人に連絡するものとする。
- (2) 業務の都合上、指示書及び仕様書で示した期間・時間以外に業務を行う場合には、あらかじめ係員の承諾を得なければならない。
- (3) 係員と連絡打ち合わせを密にし、業務を実施すること。
- (4) 本仕様書に記載のない事項または疑義が生じた場合は、文化財課と協議すること。

札幌市埋蔵文化財掘削等業務係数表

単価番号	工種	単位	係数	業務細目
1-1	機械掘削工A	時間	見積工種単価	バックホウ ホール型、山積0.45 m ³ (平積み0.35 m ³)、排出ガス対策型(掘削・埋戻し)
1-2	機械掘削工B	時間	0.86	バックホウ クロー型、山積0.45 m ³ (平積み0.35 m ³)、排出ガス対策型(掘削・埋戻し)
1-3	機械掘削工C	時間	0.74	バックホウ クロー型、山積0.28 m ³ (平積み0.20 m ³)、排出ガス対策型(掘削・埋戻し)
1-4	水替え工	カ所	0.68	(水中ポンプ 2インチ、排水ホース、発電機)据付・撤去、運転
1-5	運搬工A	回	4.07	バックホウ クロー型(15t~22t)運搬、片道分(20km以内)、1現場2回(1往復)を予定
1-6	運搬工B	回	2.39	バックホウ クロー型(6t~8t)運搬、片道分(20km以内)、1現場2回(1往復)を予定
1-7	トイレ仮設工	時間	0.39	簡易水洗トイレ1棟運搬・設置・撤去、汲み取り含む

注1 標準的な工種(単価番号1-1)について、入札(見積)により単価を決定し、最低価格を提示した者と「単価契約による業務委託」を契約締結する。契約単価は、入札(見積)により決定した単価に消費税及び地方消費税の額を加算した額とする。

2 関連する各工種の単価については、標準的な工種の本体額(消費税を含まない額)に、標準的な工種の単価に対する比率(係数)を掛け(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする)、消費税及び地方消費税の額を加算した額とする。

様

札幌市長

指 示 書

業 務 名 埋蔵文化財試掘調査に伴う掘削等業務

令和8年(2026年) 月 日付契約締結の上記業務について、次のとおり業務の施工を指示します。なお、本書受領後、業務開始までに承諾書を1部提出してください。

調査担当者	文化財調査員	
業務内容	埋蔵文化財試掘調査に伴う掘削等業務（整理番号 ）	
施工地区住所		
施工対象面積	約 m ²	
施工期間	令和8年(2026年) 月 日～ 日	
施工内容及び 数量等の予定	機械掘削工A	時間
	機械掘削工B	時間
	機械掘削工C	時間
	水替え工	カ所
	運搬工A	回
	運搬工B	回
	トイレ仮設工	時間
その他		

注1 天候等により業務を変更することがあるので、調査担当者との連絡を密 にすること。

2 施工数量については予定量であり、現場の状況により増減が生じる場合がある。